

◆減免に該当する障がいの程度

手帳及び障がいの区分		該当障がい級・号		
		本人運転の場合	家族運転・介護者運転の場合 ※1	
身体障がい者手帳などの交付を受けている方	視覚障がい	1級から4級まで ※3		
	聴覚障がい	2級から3級まで		
	平衡機能障がい	3級のみ		
	音声機能障がい ※2	3級のみ	該当しない	
	肢体不自由	上肢	1級から2級2号まで ※4	
		下肢	1級から6級まで	1級から3級1号まで ※5
		体幹	1級から3級 又は5級のみ	1級から3級まで
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢	1級から2級両上肢まで	
		下肢	1級から6級まで	1級から3級両下肢まで
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の機能障がい	1級又は3級のみ		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級まで			
肝臓機能障がい	1級から3級まで			
療育手帳の交付を受けている方		総合判定がA		
精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方		障がい等級が1級		

※1 【本人運転】 もっぱら身体障がい者又は戦傷病者の方本人が運転するもの。

【家族運転】 もっぱら障がい者の方の通学・通院など、生業のために継続的に同居の家族が運転するもの。

【介護者運転】 障がい者の方を常時介護する方が、継続して日常的に運転するもの。

※障がい者が単身又は世帯員全員が障がい者の場合に限ります。

※2 こう頭摘出による音声機能障がいがある場合に限ります。

※3 4級1号には、両目の視力の和が0.09以上0.12以下の方が該当します。

※4 2級2号には、障がい級が2級の方のうち、両上肢障がいの方が該当します。

※5 3級1号には、障がい級が3級の方のうち、両下肢障がいの方が該当します。